

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年5月16日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成28年5月16日 政策調整会議 午前9時37分から 午前10時15分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長（担当課）</p> <p>比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、久保田同課専門員兼区画整理係長、丸山同課都市計画係長（事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係小野主任</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について</p> <p>2 長期未整備都市計画道路の見直しについて</p>	
会 議 資 料	朝霞市都市計画マスタープランの改訂について 長期未整備都市計画道路の見直しについて	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について

【説明】

（担当課 1：比留間）

都市計画マスタープランの策定と見直し作業の経緯について、都市計画マスタープランは、長期的な視点に立って様々な土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本的な方針として、市民の意見を反映しながら、都市計画法第18条の2に位置づけられたもので、本市では、平成17年3月に策定した。

この計画の目標年次は概ね20年先の平成37年と設定しており、このたび、その中間年次の10年を迎えつつあったことから、平成25年度から約3年かけこの計画の見直しを進めてきた。見直しにあたっては、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の策定期間と重なり、検討にあたり相互の連携を緊密に図ってきた。

また、この計画に関連の深い「朝霞市緑の基本計画」及び「朝霞市基地跡地利用計画」の見直しや「朝霞市景観計画」の策定もほぼ同時に進められたため、それぞれの検討内容を踏まえ、見直しを進めてきた。

計画の具体的な見直し作業としては、学識経験者や公募市民、市内の関係団体の代表者などで構成する都市計画マスタープラン検討委員会を9回開催し検討を重ねたほか、まちづくりに関連する23部署の課長級職員で構成する庁内検討委員会を9回開催し検討を行なった。その他に、第5次朝霞市総合計画と連携して実施した市民意識調査及び青少年アンケートの実施、市内を5地域にエリアを分割し、合計21回開催した地域別懇談会などのご意見や、現行計画を策定してからの10年のまちの変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し素案の作成を進めてきた。

そして、この素案について、パブリックコメントを平成28年1月26日から2月25日まで行い、いただいた意見を踏まえ、先月27日に開催した都市計画審議会の審議を行い、賛成多数で可決されたところである。

朝霞市都市計画マスタープランの本編の内容について、本市の都市計画マスタープランは、序章から第4章及び資料編の構成となっている。

まず、序章については、3ページから8ページで、策定及び見直しの背景や、目標年次などを記載している。

第1章は、本市の現状と主要課題である。40ページには、今回の計画を見直しにあたり、平成17年の策定からの10年のまちの変化や現状分析に加え、都市計画マスタープラン検討委員会など、多様なご意見を踏まえ、今後のまちづくりにおける可能性と課題を整理したものである。

今後のまちづくりの可能性としては、「人口」、「交通」、「住みよさ」とし、課題としては、「安全・安心」、「にぎわい」、「高齢化」、「財政」とした。

41ページにまちづくりの可能性と課題を踏まえ、計画の見直しにおけるこれから10年のまちづくりの視点とし、各検討委員会等の様々なご意見から今後10年で取り組むべき「まちづくりキーワード」を全部合わせて26項目を抽出したものである。

具体的に主な内容といたしましては、41ページでは(1)土地利用として、地域の拠点となる医療・福祉ゾーンの形成、大規模跡地の活用など、42ページでは、(2)道路交通として、交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現、コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実など、同じく42ページでは、(3)緑・景観・環境共生として、街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成、自然とふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全など、43ページでは、(4)市街地整備として、民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成、老朽対策などのマンションの管理の適正化など、44ページでは、(5)安全・安心として、集中豪雨などの浸水対策の推進、空き家等対策などがある。

第2章は全体構想として、まちづくりの目標や分野別方針である。49ページでは、1. まちづくりの目標では、これまで、第3次総合振興計画におけるまちづくりの基本理念を前提として、将来像を掲げていたが、第5次朝霞市総合計画との連携を深めるため、将来像(ビジョン)と将来像の基本概念(コンセプト)を第5次朝霞市総合計画と同じものを掲げることとした。

次に、55ページの将来都市構造では、これまでの10年のまちの変化等をふまえ、まちづくりの主要課題や視点を新たに整理し、見直しを行った。

次に、58ページの将来都市構造図と59ページの将来都市構造のまとめでは、将来都市構造の見直した主な内容として、根岸台3丁目の大規模跡地周辺は、都市拠点と位置づけた朝霞駅周辺や北朝霞駅や朝霞台駅周辺とのアクセスが容易ではない内間木地域を含む市の北東部の「地域拠点」として、商業機能の誘導を図るよう位置づけた。

また、健康増進センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共公益施設が立地する地区を「医療と福祉の拠点」とし、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図るよう位置づけた。

さらに、朝霞第四小学校跡地及び周辺の国道254号沿道地区と根岸台3丁目の大規模工場跡地及び大字台地内の東地区の一部を「まちづくり重点地区」として、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組む地区として位置づけた。

2. 分野別方針では、まちづくりの目標で掲げた将来像や基本理念を具体的に展開するため、「土地利用」、「道路交通」、「緑・景観・環境共生」、「市街地整備」、「安全・安心」の5つの分野別に目標を設定している。

具体的な見直しは、先程ご説明足しました、41ページから44ページに記載する今後10年で取り組むべき26項目の「まちづくりキーワード」をふまえて、記載内容を見直した。

第3章地域別構想は、市内を5地域に設定し、地域毎に課題や将来像、基本方針を定めている。今回の見直しにあたっては、合計21回の地域別懇談会を行った。

見直した内容としては、各地域でワークショップ形式により10年間を振り返り、地

域の魅力や課題を話し合い、タウンウォッチングで意見をいただいた場所を見に行った。その後、今後考えられる取り組みなどの意見交換を行い、最後は、各地域合同で成果発表会により意見をいただき、見直しを行った。

第4章は計画の実現に向けてである。この章で見直した主な内容としては、地域別構想に掲げる地域づくりの目標等を実現するため、地域の発意に基づき、地域の市民、企業（事業者）、行政の協働によって地域のまちづくりの課題に取り組んでいく「リーディング協働プロジェクト」を先行的、重点的に検討し、実施につなげていくことを新たに位置づけた。

最後に、163ページ以降の資料編と本編に掲載する写真については、現在作成中である。5月末までに調整し、6月より本改訂版の施行をしたいと考えている。

#### 【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

### 2 長期未整備都市計画道路の見直しについて

#### 【説明】

(担当課1：比留間)

中央通線の全線及び駅西口富士見通線の一部区間を廃止し、本町二丁目地内に区画街路を新設することを市の方針として諮りたいと考えている。

中央通線は市の中央部を東西に横断する道路で、これを全線廃止し、駅西口富士見通線は、駅前通から中央通線までを廃止したい、そして残った駅前通りから市道5号線までを新たな区画街路を計画したいという内容である。

まず、「1. 概要」として、今回の都市計画道路の見直しは、埼玉県においても本格的な人口減少、超高齢化社会の到来が迫っているなど、社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを行うため、埼玉県と連携し、本市の都市計画道路の検証、見直し作業を進めたものである。

見直しにあたっては、3段階の検討を行った。第1段階で事業中区間及び未整備区間を有する路線を抽出した。第2段階では、事業中区間については、道路構造の適正さについて検証を行い、未整備路線については、都市計画決定以後の社会状況の変化に伴う道路の必要性や車線数や幅員、道路線形などの構造の適正さの検証を行った。第3段階では、道路機能の観点、上位計画等との整合性、道路網の観点から検討を行い、見直し要因について精査を行った上で路線ごとに廃止や変更などの内容を検討した。

「2. 見直し作業結果」(1)は第1段階の検証路線で、市決定路線8路線のうち、事業中間区及び未整備区間を有する路線として、中央通線、駅西口富士見通線、観音通線、緑ヶ丘通線の4路線が抽出された。なお、市の都市計画道路は、14路線である。

また、(2)は第2段階の見直し候補路線で、社会状況の変化に伴う必要性の検証等を行い、中央通線、駅西口富士見通線を選定した。

(3)は第3段階の見直し路線の選定で、道路機能の観点等から、見直し内容の検討を行った。まず、中央通線については、都市計画決定後、本路線に連結する和光都市計画道

路が廃止され、広域的な交通ネットワークとしての連続性が失われたことに加え、本路線に近接して郷戸特別緑地保全地区に指定された斜面林等の貴重な自然環境が残されていること、更に、市道1号線等の周辺道路についても整備が進捗していること等である。

次に、駅西口富士見通線については、起点となる中央通線が廃止された場合、都市計画道路間を結ぶ交通ネットワーク機能の必要性が失われる。しかしながら、主要地方道朝霞蔵線から市道5号線の区間については、現行計画の18mの幅員は必要ないものの、地域住民の要望や周辺地域の防災向上の観点から、代替する2車線道路の整備が求められていることから、道路構造令に規定する12mの幅員で区画街路を新設したいと考えている。

②道路機能の観点からの検討と、③上位計画等との整合による検討では、中央通線の廃止、駅西口富士見通線の一部区間の廃止及び区画街路の新設について支障がないものと確認された。

④の道路網の観点からの検討では、特に、中央通線について将来道路網に大きな影響があると考えられる路線であることから、交通需要予測に基づく定量的検討を行い、一部区間の廃止により周辺道路の交通量の若干の増加が見込まれる結果となったが、概ね支障がないことが確認された。このことから、⑤の選定として、中央通線は全線廃止、駅西口富士見通線は、未整備区間である中央通線との交差点部の起点から主要地方道朝霞蔵線までの区間の廃止及び市道5号線から主要地方道朝霞蔵線までの区間の区画街路の新設を行いたいと考えている。

「3. 関連する都市計画の変更方針」として、中央通線の廃止に伴い、沿道用途として設定していた用途地域及び高度地区を変更する必要があるが、今後、関係する地域住民に対する説明会を開催し、住民の意見をふまえながら、具体的な変更内容を検討していきたいと考えている。

「4. 今後のスケジュール」について、一連の都市計画変更は、都市計画法に規定する手続きを行う必要があるため、法第16条第1項に基づく原案の縦覧を7月下旬から2週間行う。次に法第19条第1項に基づく県知事協議として7月中旬から1ヶ月程度、その後、法第17条第1項に基づく公告及び案の縦覧を8月下旬から2週間行い、10月に市の都市計画審議会へ諮問、平成29年1月頃に、都市計画決定となる告示を行いたいと考えている。

なお、同様に県決定路線となる志木和光線も都市計画道路の変更を進めていることから、本市内で行う都市計画道路の手続きのため、法17条からは、時期をあわせて進める必要があると考えている。

また、用途地域及び高度地区の都市計画の変更については、法手続きを11月ごろより行い、都市計画道路と同様に平成29年1月に都市計画決定を行いたいと考えている。

#### 【質疑】

(島村生涯学習部長)

中央通線全線廃止ということだが、評価項目がいくつかある中で、歴史・文化・観光資源の存在とあり、埼玉県指定文化財の存在が確認されているようである。これは都市計画道路決定の際にはなかったものなのか。

(澤田都市建設部長)

中央通線をはじめとする本市の都市計画道路は昭和50年ごろに決定されているが、その頃は地域の風土や文化財等への配慮は特にせず、必要な広域道路網のネットワークを優先して都市計画決定していたため、この都市計画道路決定時点では文化財等の存在は配慮されていなかったものと予想される。しかしながら、都市計画道路の整備が進まない中で、さらにその道路の必要性の評価をする上で、文化財等がある場合には、都市計画道路を見直してもよいのではないかという方針が埼玉県から示されていることから、その基準にのっとったものである。

(佐藤水道部長)

朝霞都市計画で決定された都市計画道路一覧において、中央通線が整備状況における完成率が0%となっており、今回全線廃止ということだが、下の原通線も同様に完成率が0%となっているが、これは廃止としないのか？

(担当課：丸山)

下の原通線は埼玉県が決定権を持っており、市内の路線でも市が決定権を持つものと埼玉県が決定権を持つものがある。下の原通線は、見直し指針に照らし合わせた結果、埼玉県の判断により見直しをしない方向性となっている。

(佐藤水道部長)

埼玉県が決定権を持つ路線は、埼玉県が全て事業費負担するものなのか。

(担当課：丸山)

事業費については、朝霞市と埼玉県とで協議のうえで決定するものである。

(佐藤水道部長)

整備状況の整備状況の進捗率が見直しの理由ではないということか。

(澤田都市建設部長)

道路の必要性等を考慮して決定しているものである。

(神田市長公室長)

都市計画道路一覧において、県、市決定を説明してください。

(担当課：丸山)

資料1の6ページの中で、埼玉県が決定権を持つ道路は、No1 東京小諸線、No4 岡通線、No7 黒目川通線、No8 下ノ原通線、No9 志木和光線、No12 朝霞新座線である。

(内田市民環境部長)

資料1の2ページにある中央通線に対する評価項目でオオタカの営巣地となっているのはどこか。

(担当課：丸山)

和光側、根岸台にある郷戸特別緑地保全地区のあたりである。

(神田公室長)

中央通線がかかっている根岸台五丁目土地区画整理事業区域についての説明をお願いしたい。また、今回の廃止に伴う影響をどのように把握しているのか、その実務上の作業をどのように考えているのか。

(担当課：久保田)

資料の2を御覧いただきたい。赤枠で示している根岸台五丁目土地区画整理事業区域について、区域の南側に中央通線が配置されている。区画整理地業務としては、中央通線を除いた部分が概ね指定が終了している。中央通線にからんでいる地域については指定が終了していないので、区域からはずし、組合の区画整理としては平成30年度を目途に換地処分を迎えるという計画をしている。中央通線の廃止の告示は来年1月を予定に作業を進めているが、組合の区画整理もそれに合わせて同時に区域からはずす動きをとらなければならないため、今年の夏に組合で総会を開き、特別議決事項の議決を経て、朝霞市に事業認可の変更の申請をし、朝霞市と調整しながら区域の変更もするスケジュールになっている。根岸台五丁目土地区画整理事業区域が、市街地開発事業区域というものに指定されているため、区域からはずされた部分について、組合で区域の変更をしても、都市計画区域の変更は都市計画の手続きとして行わなければいけないため、一時期、都市計画法53条の制限の区域に入るが、現在、埼玉県市街地整備担当と相談をしながら、こういった形で、この市街地開発事業区域をはずしていけるのか検討をしているところである。

(担当課：丸山)

廃止に伴う沿道用途の状況だが、影響を受ける建物が約500件ある。そのうち、用途の変更に伴い、用途と合わなくなる既存不適格となる建物が約100件ある。特に和光市との境にあたる根岸台周辺において、第一種低層住居専用地域ということで、容積率などの影響があるため、7月上旬から市民の意見を伺いながら、変えるべきか、そのまま残す選択肢も含めて検討したいと考えている。

**【結果】**

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

**【閉会】**